

品川区成人歯科健康診査実施要綱

制定	昭和61年	9月12日	要綱第44号
改正	平成5年	4月1日	要綱第28号
改正	平成9年	4月1日	要綱第47号
改正	平成12年	4月1日	要綱第25号
改正	平成13年	4月1日	要綱第95号
改正	平成14年	6月1日	要綱第60号
改正	平成15年	5月7日	要綱第41号
改正	平成16年	3月31日	要綱第28号
改正	平成16年	11月19日	要綱第134号
改正	平成21年	3月10日	要綱第52号
改正	平成27年	4月1日	要綱第393号
改正	平成29年	5月1日	要綱第88号
改正	平成30年	5月1日	要綱第122号

(目的)

第1条 品川区成人歯科健康診査（以下「歯科健診」という。）は、歯周疾患等の疑いのある者を早期発見し、早期治療の促進を図るとともに歯の保健に関する正しい知識の普及を行うことにより、健康についての認識と自覚の高揚を図ることを目的とする。

(健診対象者)

第2条 歯科健診の健診対象者は、区内在住の当該年度末現在、満20歳・25歳・30歳・35歳・40歳・45歳・50歳・55歳・60歳・65歳・70歳の者とする。

(事業の実施)

第3条 歯科健診は、地区歯科医師会に委託して実施する。

(実施機関)

第4条 地区歯科医師会は、同会に加入している医療機関のうちから、実施機関を指定するものとする。

(受診回数)

第5条 健診の受診回数は、1人につき年1回とする。

(費用)

第6条 健診に要する費用は、全額区の負担とする。

(診査内容)

第7条 歯科健診は、次の項目について行うものとする。(4)の検査はWHOプローブを用い、CPIを判定する検査方法を行うものとする。

- (1) 歯の状況調べ
- (2) 疾病異常の有無

- (3) 歯の汚れの検査
- (4) 歯周病の進行程度の検査
- (5) 歯のクリーニング

(区民への周知)

第8条 区は、区民に対して健診実施の周知を図るため、区の広報紙等への掲載、実施機関へステッカー等の掲示をするものとする。

2 対象者に個別通知をするものとする。

(受診方法)

第9条 受診希望者は、住所、氏名および年齢の確認できるものを提示して、受診するものとする。

(診査後の処置)

第10条 実施機関は、受診者に指導区分を附し、必要な指導を行うとともに、歯科健診の診査結果を地区歯科医師会に報告するものとする。

2 地区歯科医師会は、実施機関からの報告をとりまとめ、区に報告するものとする。

(精密検査の結果報告及び調査協力)

第11条 地区歯科医師会は、精密検査を行った実施医療機関からの当該検査の結果に関する連絡を区に報告するとともに、精密検査を必要とする者の追跡調査に協力する。

(請求手続)

第12条 地区歯科医師会は、請求書に必要書類を添えて区に請求するものとする。

(委任)

第13条 この要綱の施行について必要な事項は、健康推進部長が定めるものとする。

付 則

この要綱は、昭和61年10月1日より施行する。

付 則

この要綱は、平成5年4月1日より施行する。

付 則

この要綱は、平成9年4月1日より施行する。

付 則

この要綱は、平成12年4月1日より施行する。

付 則

この要綱は、平成13年4月1日より施行する。

付 則

この要綱は、平成14年6月1日より施行する。

付 則

この要綱は、平成15年6月1日より施行する。

付 則

この要綱は、平成16年4月1日より施行する。

付 則

この要綱は、平成17年1月1日より施行する。

付 則

この要綱は、平成21年4月1日より施行する。

付則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

付則

この要綱は、平成29年5月1日から施行する。

付則

この要綱は、平成30年5月1日から施行する。